

宮古市公告

宮古駅前エリア空き店舗利活用社会実験運営業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年6月5日

宮古市長 中 村 尚 道

1 業務の概要

- (1) 業務委託名
宮古駅前エリア空き店舗利活用社会実験運営業務委託
- (2) 業務内容
別紙「宮古駅前エリア空き店舗利活用社会実験運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
令和8年7月17日から 令和9年1月31日まで
- (4) 業務場所
宮古市末広町8番地4
(小山田電業駅前ビル1階)
- (5) 提案上限額
本業務に関する費用は、6,017,000円（消費税および地方消費税相当額を含む。）以内とする。

2 参加資格要件等

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人、合同会社、特定非営利活動法人、一般社団法人、個人事業主又はこれらにより構成される共同事業体であること。
- (2) 本業務を円滑に遂行する能力、実施体制及び経理的基礎を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 公告の日から契約締結日までの期間、宮古市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 宮古市暴力団排除条例（平成28年宮古市条例第36号）第2条に規定する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立中又は更生手続中でないこと。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立中又は再生手続中でないこと。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (9) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (10) マルチ商法、ネットワークビジネスその他これらに類する勧誘活動を主たる目的とする者でないこと。

学生団体は、原則として参加資格を有しない。

任意団体については、責任体制、会計体制及び業務遂行能力が明確であると市が認めた場合に限り、事前協議の上で参加を認めることがある。

3 共同提案

- (1) 共同事業体として応募する場合は、代表者を定め、構成員ごとの役割、責任、費用配分及び意思決定方法を明記した書類を提出しなければならない。
- (2) やむを得ない事情と認められる場合を除き、構成員の変更は認めないものとする。
- (3) 1つの共同事業体の構成員は、別の提案を行う共同事業体を構成する構成員や単独の応募者になることはできないものとする。
- (4) 単独、グループのいずれにおいても業務の一部を協力企業に再委託することを認めるものとする。

4 手続等

(1) 担当部署

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号
宮古市 商工労働部 市街地活性課 公民連携推進係 担当者：橋本
電話番号：0193-65-8615 Fax：0193-63-9120
電子メール：shigaichi@city.miyako.iwate.jp

(2) 参加申込書類の提出

- ア 提出期間：令和8年6月5日（金）から
令和8年6月29日（月）16時00分まで【必着】
- イ 提出場所：上記4（1）に同じ
- ウ 提出方法：郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）または持参により提出すること。
- エ 参加資格審査の結果通知：参加申込書を提出した全員に対して、参加資格確認通知を書面にて通知する。参加資格に適合したものに限り、企画提案書等を提出することができる。

(3) 企画提案書類の提出

- ア 提出期間：参加資格確認通知後 から
令和8年7月3日（金）16時00分まで【必着】
- イ 提出場所：上記4（1）に同じ
- ウ 提出方法：上記4（2）ウに同じ

5 企画提案の審査

企画提案の審査は、宮古駅前エリア空き店舗利活用社会実験運営業務委託に係るプロポーザル審査委員会において行う。

6 契約の締結

契約締結の方法は、審査により選定された受託候補者との随意契約とする。

7 その他

(1) 費用負担

企画提案書等の作成、応募、ヒアリング等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 提出された書類は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。